

令和4年4月1日(金)から 成年年齢が引き下げられます

「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されることに伴い、
成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

変更点1 成人となる日

成年年齢が引き下げられることにより、新たに成人(新成人)となる日が変わります。新たに成人(新成人)となる日は、右表のとおりです。



成年年齢の引き下げについて

成年年齢の引き下げについて、国がわかりやすくホームページで解説しています。詳しく知りたい方はQRコードからご確認ください。

▶ 政府広報×
東京リベンジャーズ



▶【マンガで解説】
大人への道しるべ
(法務省民事局HP)



生年月日	成年(新成人)となる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日から 平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日から 平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

変更点2 新たな成年年齢で「できること」「できないこと」

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることで、令和4年4月1日以降はこれまで20歳にならなければできなかったことが、18歳でできるようになります。一方、これまでどおり20歳にならなければできないこともあります。

新たに成年年齢に到達することで「できること」と「できないこと」の主なものは右表のとおりです。

できること	できないこと
<ul style="list-style-type: none">・保護者の同意なしに契約ができる・10年有効のパスポートを取得できる・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許など国家資格を取得できる・結婚(男女とも18歳から)・性同一性障害の方が性別の取扱いの変更の審判を受けられる	<ul style="list-style-type: none">・飲酒・喫煙・公営ギャンブル・養子を迎える・大型・中型自動車免許の取得(※普通自動車免許は、従来どおり18歳から取得可能)

変更点3 「成人のつどい」が「はたちのつどい」になります

これまで、江別市では、いわゆる「成人式」(江別市成人のつどい)は、1月の成人の日の前日に、その年度内に20歳となる新成人を対象として開催してきました。

このたび、成年年齢が18歳に引き下げられますが、市では新たな成年年齢到達者である18歳への成人式ではなく、これまでどおり20歳の年齢到達者を対象とした「はたちのつどい」を開催します。

令和4年度からの「はたちのつどい」の対象者は、右表のとおりです。また、「はたちのつどい」について不明な点がある場合は、生涯学習課青少年係(☎381-1069)へお問い合わせください。

生年月日	開催年月日	対象年齢
平成14年4月2日から 平成15年4月1日生まれ	令和5年1月	20歳
平成15年4月2日から 平成16年4月1日生まれ	令和6年1月	20歳
平成16年4月2日から 平成17年4月1日生まれ	令和7年1月	20歳



18歳から「未成年者契約の取消し」が使えなくなりますので、ご注意ください

契約行為にかかる未成年者の取消しができなくなり、悪質業者から狙われやすくなります。トラブルや不安なときは、消費生活センター(☎381-1026)へご相談ください。